平成２８年（フ）第６０号
川崎市高津区明津229番地　ラモーレ山田207、前住所京都市山科区北花山中道町91番地５
破産者　磯俣　敏則
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
川崎市川崎区渡田東町１丁目４番地　森方、住民票上の住所川崎市川崎区境町９番８－401号　境町ハイツ
破産者　山田　真人
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
川崎市川崎区渡田２丁目20番８－201号　ハイム茅、開始決定時の住所川崎市川崎区境町９番８－401号　境町ハイツ
破産者　堀口　和美
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
新潟市東区大形本町４丁目６番２号
破産者　樽　　薫
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６０号
新潟市秋葉区さつき野１丁目３番50号
破産者　堤　トミ子
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３２号
福井県坂井市三国町運動公園２丁目15番６号
破産者　西川建築こと　西川　栄次
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
福井市江端町第10号１番地１　Ｋプラザ302号室、旧住所福井県吉田郡永平寺町松岡芝原２丁目109番地２
破産者　カトウ印刷こと　加藤　義昭
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６４２号
愛知県東海市富木島町外面89番地の２（３棟302号）
破産者　田中　祐樹
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４４１号
名古屋市千種区日進通１丁目16番地の１　メゾン・ド・タンドレス401号、従前の住所名古屋市中村区烏森町６丁目289番地の２　レオパレスオーテラスワン101号
破産者　苫　　龍太
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１２号
名古屋市守山区喜多山南17番34号（シャインコートＭ’Ｓ101号）、従前の住所愛媛県松山市須賀町５番20号（302号）
破産者　福山　和子
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９８０号
神戸市北区柏尾台１番地
破産者　野口　正雄
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４号
東京都小金井市本町２丁目20番15―203号　マイキャッスル武蔵小金井シティフォルム、従前の住所兵庫県加古川市加古川町篠原町５番地　サングレイド加古川Ⅱ－1101号
破産者　田中　勇一
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７９号
島根県出雲市知井宮町314番地２
破産者　足立　美吉
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４３号
熊本市東区昭和町11番29号
破産者　大田　清定
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６９号
青森市大字三内字丸山143番地43
破産者　吉野　雅彦
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８号
盛岡市東見前６地割80番地３　サンキャッスルＳ・Ｖ202号
破産者　吉田　　哲
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３９号
福島県須賀川市森宿字ヒジリ田35番地60　フレマリール弐番館101号
破産者　篠澤　義朗
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第６４２号
横浜市磯子区栗木２丁目２番30号　リンクス２Ｆ
破産者　田中　真一
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部